

○議長（小林哲雄）

日程第４ 認定第４号 決算認定について（介護保険事業特別会計）の細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

認定第４号 決算認定について。地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成２５年度開成町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき、監査委員の意見をつけて認定を求めます。平成２６年９月４日提出、開成町長、府川裕一。

では、決算書の２１１ページをお開きください。介護保険事業特別会計歳入歳出決算総額、歳入、歳入予算現額、８億２，８９７万円。歳入決算額、８億４，１５３万２，４４６円。歳出、歳出予算現額、８億２，８９７万円。歳出決算額、８億９３９万５，８８５円。歳入歳出差引額、３，２１３万６，５６１円。内基金繰入額は０円でございます。

続いて次のページ、歳入になります。１款の保険料から９款の諸収入。続いて次のページ、歳出でございます。１款の総務費から７款の予備費ということで、歳入歳出差引残額は、３，２１３万６，５６１円になります。

では、細部説明をさせていただきますけれども、附属資料の３３６ページ、３３７ページをご覧ください。まず、歳入でございます。保険料から諸収入までということで、８億４，１５３万２，０００円ということで、２４年度、７億８，７１１万５，０００円ですので、比較といたしまして、５，４４１万７，０００円で、プラスの６．９％の伸びとなっております。２４年度につきましては、保険料を改定いたしまして、２４年度プラスの歳入９．９％でしたので、若干２５年度のほうがマイナスの３．０％というような結果になってございます。また、歳出でございます。歳出合計といたしまして、８億９３９万６，０００円ということで、２４年度、７億５，３１４万９，０００円でございますので、比較といたしまして、５，６２４万７，０００円。率といたしましては、７．５％の伸びでございます。２４年度、こちら９．１％伸びてございましたので、若干２５年度のほうが伸び率としては低くなってございますけれども、７％以上になっているというところでございます。

では、歳入に戻りまして、歳入の１番金額が多い構成比といたしましては、支払基金の交付金の２６．３％になりますけれども、その次、保険料ということで２４．５％になってございます。歳入の構成比そのものにつきましては、２４年度と大差はございません。保険料につきましては、前年と比べて９５５万６，０００円。伸びといたしましては４．９％の伸び、国庫支出金については８．９％の伸び、その下、支払基金交付金についても８．９％の伸びになってございます。

続いて、歳出になります。歳出の２番目の保険給付費というところで、７億５，４５８万４，０００円ということで、構成比、９３．２％になってございます。２４年度、９０．８％でしたので、保険給付にお金が支出されているというような形になっておりまして、比較といたしまして、７，０４３万５，０００円の伸び、伸び率とい

たしましては10.3%の伸びになってございます。24年度、こちらの保険給付費、6.0%の伸びでございましたので、保険給付費、10.3%ということで伸びてございます。この要因といたしましては、やはり要介護認定者の伸びというものが大きく影響をしております。

337ページの要介護支援認定者数の表をご覧くださいと思います。要支援1から要介護5ということで、人数的に要支援1が37、要支援2が49、要介護1の方が101名、要介護2が102名、要介護3が94、要介護4が64、要介護5が57名ということで、3月末でございますけれどもトータルで504人という数字になってございます。24年度が455という数字でございましたので、プラスの49人、率で言いますとプラスの10.8%の伸びになってございます。その前の年、24年度につきましては、プラスの41人、23年度はプラスの35人でございましたので、一年間で約50人という人数が増えている状況になっております。その要介護認定者が増えているということですが、人口に対して第1号の被保険者数の人数がかなり増えてございます。3月末の住民基本台帳の人口が1万6,652人ということで、前年と比べましてプラスの73人増えてございます。ただ、第1号被保険者につきましては、25年度末、3,737人ということで、プラスの132人増えているような状況になっておりまして、人口の伸び率がプラスの73人に対して、第1号の被保険者数がプラスの132人ということで増えてございます。この辺は、団塊の世代の方たちが順次65歳に到達しているというところで考えております。

また、認定者の数で見ますと、前年度につきましては、要介護1と2が構成比といたしまして17%代だったんですけれども、25年度につきましては、要介護1が構成比といたしまして20.0%。要介護2が22.2%。要介護3も18.7%ということで、要介護1から3の方たちが増えている状況になっておりまして、逆に要介護4の方と5の方が減っているような状況になっております。要支援1と2の部分については、24年度と大差はございません。

続いて、その下のサービス利用状況になりまして、①の施設サービスになります。特別養護老人ホームが31名、老人介護保険施設が33名、療養型医療施設が7名ということで、あわせて71名になってございます。24年度、61名でしたので、こちらもプラスの7人ということで、伸び率で16.4%の伸びになってございます。この3施設の中で、一番大きい、人数が増えているのが老人保健施設でございまして、33人でございますけれども、前年度22人でございましたので、こちらがプラス11人増えている状況でございます。

その下、居宅介護予防サービスでございます。延べ受給者数といたしましては、3,523人。前年と比べて351人ほど増えてございます。認定者数も増えて、在宅でサービスを利用している人も増えているような状況でございます。

その下、3の地域密着型サービスになります。こちらも、それぞれ介護度別の人数はこちらに記載させていただいているとおりでございますけれども、延べ受給者数といたしまして、570人でございます。昨年度476人でございますので、こちらも

プラスの94人というような形で、こちらの地域密着型サービスも増えている傾向が見られております。

その下、4のサービス種類別年間利用件数でございます。こちら介護と介護予防を一緒にあわせた形の件数で表記をさせていただいております。伸び率を見まして、増えてございますのが、もともとの母数が少ないと、極端に伸び率が増えているような状況になってございますけれども、伸び率で比較的伸びているのが、上から二つ目の訪問入浴介護が22.3%。三つ飛びまして、通所リハビリテーションがプラスの21.4%。右側の表になりまして、上から二つ目、特定施設入所者生活介護がプラスの38.0%。一つ飛びまして、福祉用具購入がプラスの22.2%。一つ飛びまして、認知症対応型共同生活介護、グループホームですけれども、プラスの20.4%。あと一つ飛びまして、小規模多機能居宅介護も、率といたしましてはプラスの52.5%なんですけれども、もともとの件数が少ないので、顕著に伸び率になってございますけれども、こちらも増えてございます。逆に減っているのが、左側の一番上の訪問介護、あとその一つ下の訪問看護が、逆に減ってございます。

続いて、左側の保険料の状況になります。平成26年度3月末の第1段階から13段階までの保険料の保険者数の人数でございます。トータルで3,737人という数字です。

その下、徴収方法別収納状況になりますけれども、現年度分特別徴収の収納率は100%。普通徴収が93.2%。計といたしまして、現年度分99.4%。滞納繰越分としては、26.3%ということで、合計98.2%と、前年度と収納率はトータルでは変わってございません。

では、説明資料に戻りまして、介護保険の歳入からご説明をさせていただきます。72ページ、73ページになります。

まず、介護保険料の第1号被保険者保険料につきましては、先ほど説明させていただきましたので省略をさせていただきます。

督促手数料は飛ばしまして、国庫支出金、国庫負担金で現年度介護給付費等負担金になります。国からの介護給付費等負担金で施設給付費、15%。施設分以外が20%になります。こちらは前年と比べて、11.1%の伸びです。過年度分は前年度分の国からの介護給付費の負担分の精算分になります。

その下、国庫補助金ということで、現年度調整交付金ということで、市町村間の財力格差を調整するため、国からの交付金で、後期高齢者加入割合及び所得格差により交付されるものでございまして、昨年と比べて272万7,000円のプラスになってございます。

その下、現年度分の地域支援事業の交付金で、介護予防の事業になります。交付金が25%の率でございます。

その下、包括的支援事業、任意事業が、39.5%になってございます。

その下、介護保険事業費補助金ということで、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業費の補助金になります。こちら、消費税改定に伴う介護報酬改定等のシステム改

修事業費の補助金で、2分の1になります。26年度からの消費税8%に対して、介護報酬が改定されておりますので、25年度に介護報酬改定のシステム改修を行ってございます。

続いて、支払基金交付金で、現年度分になります。支払基金からの交付金ということで、29%。前年度と比べてプラスの9.5%になっております。

その下、地域支援事業費支払交付金ということで29%になってございます。こちらプラスの9.3%です。その下、県支出金、県負担金、現年度分の介護給付費負担金になります。県からの負担金でございますけれども、施設給付費が17.5%。施設分以外が12.5%ということで、プラスの8.1%です。

その下、地域支援事業の介護予防事業費が交付金の12.5%。

その下、包括的支援事業、任意事業が交付金19.75%になってございます。

続きまして、次のページになります。繰入金ということで、一般会計繰入金。一般会計からの介護給付費の繰入金ということで、12.5%でございます。こちら前年と比べまして、8.8%の伸びでございます。

職員給与費の繰入金は飛ばしまして、要介護認定等事務費の繰入金になります。要介護認定事務費の繰入金ということで、マイナスの3.2%でございます。

続いて、現年度分の地域支援事業の繰入金。介護予防事業ということで、一般会計からの介護予防事業の繰入金、12.5%。

その下、包括的支援事業、任意事業の繰入金の19.75%の率でございます。

その下、地域支援事業強化職員給与費等繰入金ということで、一般会計から繰り入れてございます。

前年度繰越金等以下は、省略させていただきます。

続きまして、歳出になります。総務費、一般管理費の一般管理費になります。こちら介護保険事業を運営していくに当たりまして、消耗品、印刷製本費、あと神奈川福祉サービス振興会の負担金等を支出してございます。

一つ飛びまして、介護認定審査会の審査会費になります。1市5町共同設置の足柄上地区介護認定審査運営経費の開成町負担分ということで、こちら前年と比べてマイナスの3.2%になっております。

続いて、認定調査関係費になります。訪問調査495件。括弧書きに24年度分を入れてありますので省かせていただいて、495件の作成に当たりまして、4名の非常勤認定調査員を雇いまして、認定調査等を行ってございます。また、主治医意見書につきましては、523件の作成手数料となっております。

その下、高齢者保健福祉事業運営協議会関係費ということで、年3回会議を開催しております。

続いて、保険給付費介護サービス等諸費で、居宅介護サービス給付事業費ということで、26年3月末の要介護認定者、要介護1から5までの方は418人という結果でございました。その内、訪問介護、通所介護、短期入所など、在宅で受ける介護サービスによる給付は、年間8,810件。24年度、8,868件ということでござ

いますけれども、こちら件数も伸びておりますけれども、前年と比べて9.5%の伸びになってございます。

その下、施設介護サービス給付事業費ということで、特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設に入所している方の給付でございますけれども、こちら前年と比べて6.2%。あとその下、介護福祉用具購入費になりますけれども、腰掛便座や入浴補助用具等の福祉用具購入によります償還払いでございます。こちら伸びておりまして、39.6%。

逆に、その下、介護住宅改修の給付事業につきましては、件数的に24件ということで前年度より減ってございます。

続いて、居宅介護サービス計画給付事業費でございます。こちら、1から5までの方のケアプランの作成の給付ということで、2,604件。伸び率といたしましては、8.0%になります。

その下、地域密着型介護サービス給付事業費ということで、認知症対応通所介護、認知症対応型共同生活介護などの地域密着型サービスの利用による給付でございまして、575件になります。こちらはグループホームと小規模地域密着型の介護老人福祉施設の入所者、生活介護も増えてございまして、伸び率といたしまして、19.5%になってございます。

続いて、介護予防に関する、要支援1と2の方のサービスになります。こちら介護予防サービス給付費ということで、要支援1と2の方の人数的には86人。給付といたしましては894件になりまして、前年と比べて25.4%になってございます。ただ、その前の年につきましては、37.3%でしたので、前より若干抑えられているという状況です。

続いて、福祉用具購入費については13件。住宅改修については11件。

その次、介護予防サービス計画給付事業費については667件になりまして、前年と比べてプラスの12.1%になります。

その下、高額介護サービス費になります。こちら、要介護1から5までの方の介護サービスの一部負担金が一定額を超過したときに、その超過した分の給付ということで、971件ということで、前年と比べて19.8%になってございます。

二つ飛ばしまして、特定入所者介護サービス等費になります。こちら要介護1から5までの方の施設利用のサービスの居住費及び食費にかかる低所得者への給付ということで、629件で、前年度と比べてプラスの16.1%になってございます。

その下、高額医療合算介護サービス給付事業ということで、高額介護サービス費と国保の高額療養費、両方合わせた自己負担額が一定金額を超えたときに償還払いされるものですけれども、35件になってございます。

続きまして、次のページになります。地域支援事業費ということで、介護予防高齢者施策事業費です。二次予防事業対象者把握事業ということで、地域包括支援センターを委託してございます社会福祉協議会へ委託をしまして、二次予防対象者として177名を決定しております。また、通所型介護予防事業として、閉じこもり予防とい

うことで、いきいき倶楽部を年間２０回ほど実施しております。また、一般高齢者施策といたしまして、骨元気教室という形で骨密度測定及び栄養改善講義を各自治会等において１３回開催をしております。また、いきいき健康体操やロコモ予防教室も順次実施をしております。

その下、包括的支援事業ということで、２４年度から地域包括支援センターを社会福祉協議会に委託をしております。その委託費を支出しております。また、地域包括支援センターの運営協議会の委員報酬ということで１回開催しております。

その下になります。基金積立金ということで、介護保険財政調整金積立金になります。介護給付費に充てるために、介護保険料の剰余金及び介護保険財政安定化基金の運用利息を条例の定めにより、積み立てております。２５年度末は介護保険財政調整基金の金額は、３，９９４万８，０００円となります。

以下、省略をさせていただきます。

では、最後に決算書の２４０ページをお開きください。２４０ページになります。実質収支に関する調書ということで、１、歳入総額、８億４，１５３万２，０００円。２、歳出総額、８億９３９万６，０００円。３、歳入歳出、歳入歳出差引額、３，２１３万６，０００円。４、翌年度へ繰り越すべき財源は０でございます。５、実質収支額、３，２１３万６，０００円でございます。

説明は以上でございます。

○議長（小林哲雄）

認定第４号 決算認定について（介護保険事業特別会計）の詳細説明を終了いたします。

暫時、休憩といたします。再開を１３時３０分とします。

午前１１時５１分